

## 「建築士法の一部を改正する法律」の施行に伴う契約事務の取扱いについて

「建築士法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 92 号）が平成 27 年 6 月 25 日に施行されたことに伴い、契約事務手続きについて、下記のとおり取り扱うこととします。

### 記

- 1 建築士法第 22 条の 3 の 3 に該当する契約を締結する場合は、東松山市委託契約書頭書に「6 その他特定条件」を加え、次の事項を記載する。  
「建築士法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項 別紙のとおり」
- 2 「6 その他特定条件」に上記事項を記載した場合、東松山市委託契約書頭書の次に（別紙）を加える。
- 3 2 の（別紙）については、別添の「（別紙）様式」を標準とし、業務仕様書及び受注者との協議に基づき、記載内容を適宜加減することができるものとする。
- 4 1 及び 2 の取扱いにより難しいときは、建築士法第 22 条の 3 の 3 に規定されている必要事項を書面に記載し、記名押印をして相互に交付するものとする。
- 5 建築士法施行規則第 17 条の 38 第 6 号に定める事項を記載した書面の、建築士法第 22 条の 3 の 3 第 2 項に基づく交付は、東松山市委託契約約款第 3 条に規定する承諾手続により実施するものとする。
- 6 建築士法第 22 条の 3 の 3 の規定は、延べ面積が 300 平方メートル以下の建築物について準用する。

### 施行日

平成 27 年 8 月 18 日から施行する。